

社会保険情報

休職中に保険料改定？ 傷病手当金の受給満了

健保


私傷病休職で傷病手当金を受給している従業員がいます。休職中に標準報酬月額を改定する仕組みなどはあるのでしょうか。



定時決定でも等級変わらず

育児中（健保法159条）や産前産後休業中（159条の3）は保険料が免除されますが、私傷病休職期間中は原則どおり保険料を納付する必要があります。休職中も標準報酬月額等級は据え置かれるため、休職前と同じ保険料がかかります。7月の定時決定をまたいでも、従前の標準報酬月額で決定されます。

休職中に受給できる傷病手当金は、その支給を始めた日から起算して1年6カ月が限度です。（健保法99条）、受給期間の満了後も休職が継続する場合には、本人と会社は引き続き保険料を折半負担せざるを得ません。

休職期間後に再び就労する見込みがある場合は、賃金の支払いが停止されていても実質的な使用関係は存続しているとみなし、被保険者資格は継続するという扱いです（昭和26・3・9保文発619号）。介護休業期間中の被保険者資格に関してですが、（介護休業等に準ずる措置による）休業期間の長さが社会通念上妥当なものである場合等は資格が存続するとしています（平11・3・31保発46号）。



第2号で保険料なし？ 退職した月の国民年金

厚年


月途中で解雇され、厚生年金の保険料を天引きされました。退職月は第2号被保険者であったとみなされ、国民年金の保険料を納める必要はないのでしょうか。



失業等の免除2年前まで可

厚生年金の被保険者であった月（一部）が、必ず国民年金の第2号被保険者期間になるわけではありません。ご質問の場合には、国民年金法11条の2で、被保険者の種別に変更があった月は、変更後の種別の被保険者であった月とみなすとしています。

退職月に2つの被保険者資格が重複していても、保険料まで二重に支払うわけではありません。厚生年金に関しては、退職月の報酬から天引きされる保険料は原則として前月の部分になります（厚年法84条）。国民年金の第1号被保険者の被保険者期間は、資格を取得した日の属する月から算入しますが、保険料は翌月末日までに納付することになります。

実際は、失業等を理由として国民年金保険料の免除申請が可能です（国年法90条の2、国年則77条の7第1項2号）。保険料の納付期限から2年を経過していない期間（時効消滅分を除く）以降の保険料が免除されることになっています。

